

第 12 回 赤間駅北口土地地区画整理審議会

【議事録】

日時、場所

- 平成：18 年 6 月 29 日（水）14 時～15 時 20 分
- 場所：赤間駅周辺整備室 2 階会議室

○ 審議会各委員

委員出欠表 (■出席 □欠席)		
■高山委員 (会長)	■田坂委員	■赤星委員
■天野委員 (副会長)	■栗田委員	■森田委員
■占部委員	■末永委員	■花田委員

○ 事務局

吉永都市建設部長、塩川都市建設部理事，白石室長，吉住計画係長，
中野補償係長，高向，花田，田中
堀川（福岡土地地区画整理株式会社）

1. 開会あいさつ

（事務局）昨日は大変お疲れ様でした。連日の審議ですが、よろしくお願ひします。

特に学識経験者のお二方の委員の方には、暑い中、大変遠いところから参加いただき感謝しております。それでは、只今から第 12 回宗像都市計画事業赤間駅北口土地地区画整理審議会を開催します。なお、本日も全員の出席により、定数に達していますので、会議が成立しましたことをご報告いたします。昨日説明しましたように今回は 1 件のみの諮問となっています。会議に入ります前に配布資料のご確認をお願いします。

～ 資料確認 ～

本日の報告事項、議事録の掲載にあたりましては、個人情報にかかるご質問、ご意見に関しましては十分に注意願ひします。万一個人情報にかかるご発言があった場合、事務局の判断で議事録への記載を削除させていただくことがありますので、ご了承願ひします。なお、本日は冒頭から「【諮問事項】換地設計（案）について」の審議になっていますので、その内容につきましては、非公開で傍聴はできませんので、議事録の公表は致しません。引

き続き「【報告事項】平成 18 年度のスケジュール」につきましては、議事録の公表を致します。

以降の進行につきましては、会長をお願いします。

(高山会長) こんにちは。それでは、只今から第 12 回審議会を開催します。はじめに本日の審議会の議事録署名委員を決めさせていただきます。申し合わせどおり、今回は森田委員、花田委員をお願い致します。なお、会議の進行ですが、はじめに、「【審議事項】換地設計(案)について(イ)市及び土地開発公社」と「【報告事項】平成 18 年度のスケジュールについて」を一括して事務局から説明を受けたいと思います。次に「【諮問事項】換地設計(案)の(イ)市及び土地開発公社」の質疑を受け、その後「換地設計(案)」全体についての質疑・意見を伺いたいと思います。質疑・意見後「【諮問事項】換地設計(案)について」答申の内容を決めたいと思います。最後に「【報告事項】平成 18 年度のスケジュールについて」の質疑を受けたいと思います。また、昨日のように「【諮問事項】換地設計(案)について」は、個人情報に関わるものであるため、施行規程を定める条例第 17 条により非公開とし、福岡土地区画整理株式会社換地課堀川係長の同席を事務局からお願いしておりますので、施行規程を定める条例第 16 条により同席を求めるよう考えております。以上、議事の進行についてですが、いかがでしょうか？

(全 員) ~異議なし~

(高山会長) それでは、そのように致します。

では、「【審議事項】換地設計(案)につて〔諮問〕と「【報告事項】平成 18 年度のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

【この間、非公表】

2. 報告事項

平成 18 年度のスケジュールについて

(高山会長) 続きまして、平成 18 年度のスケジュールについてもう一度、説明願います。

(事務局) 確認の意味で説明します。今回の審議会をもちまして、先ほど答申をいただきました換地設計(案)を地権者の皆さんに 7 月下旬から 8 月にかけて供覧ということになります。7 月 3 日から事業計画の変更の縦覧を行いますので、8 月の末には事業計画の変更の決定になります。意見書が出た場合は、状況が変わりますが、意見書がなければその予定で考えています。それをもちまして先程お話しましたように換地設計(案)に対する意見書がありましたら意見書の取扱いに関する審議会を、その後 A ブロックと B ブロックの仮換地指定の審議会を予定しています。その後、補償交渉がはじまりまして、A

ブロックと B ブロックの一部につきましては、12 月くらいには完了したいと考えています。補償交渉、仮換地指定後には、A ブロックと B ブロックの一部では、使用収益の停止をかけまして、その後工事に入ります。ほぼ年度内には、工事が完了した箇所から随時、使用収益を開始していきます。時期によっては、本年度を越えるものがでてくるかもしれませんが、私どもの希望としてはスケジュール通りで進めていきたいと思っています。ブロック割ですが、A ブロックは先ほども申し上げましたが、センタービルの東側の道路から東端、B ブロックは西側の駅前広場までです。仮換地指定後、建物等移転補償交渉を開始しまして 10 月ごろから A ブロックと B ブロックの一部の工事を開始します。ストックヤードにつきましては、現在、取り壊しのための振動等で周辺の影響がないかの確認のための家屋調査に入るようにしています。7 月から 8 月にかけて工事をしまして 8 月末には工事を完了する予定です。以上です。

(高山会長) それでは、確認ですが、換地設計 (案) 供覧とは何ですか？

(事務局) この審議会が終わりまして、各個人に説明に入りますというのが、地権者への供覧ということになります。地権者への個別説明です。供覧後、事業計画決定の報告というのが 8 月末になります。先程から意見書という言葉が出ていますが、それは、換地計画の意見書と事業計画の意見書があります。事業計画とは、昨日説明しましたように区画道路が一部水路に変更、公園を 2 箇所に分けるといったものです。事業計画の意見書が提出されなければ、8 月末には事業計画が決定することになります。事業計画が決定しなければ、仮換地指定ができないということになっています。事業計画が決定して A ブロックと B ブロックの一部の仮換地指定を行って、使用収益の停止をかけて補償交渉に入ります。

(高山会長) わかりました。換地設計 (案) の供覧となっていますのは、市役所等で縦覧を行うことではないのですか？

(事務局) はい、違います。個別説明です。それぞれに個人のところだけの換地、減歩等を個別の図面 (個人カルテ) を作成して説明します。

(高山会長) それでは、「平成 18 年度のスケジュールについて」どなたかご質問はありますか？

(赤星委員) 換地設計 (案) が個別に説明されるのはいつからですか？

(事務局) 7 月下旬くらいからです。

(赤星委員) 事業計画の変更の縦覧が 7 月いっぱい行われますよね？

(事務局) はい、そうです。

(赤星委員) それが終わらなければ、できないのですか？

(事務局) いいえ、この時期はあまり関係ありません。今から個人カルテを作って説明

を行う日時の調整等がでできます。そのため、7月の下旬からになると考えています。

(赤星委員) 換地設計(案)はもう、できていますよね。

(事務局) 今日、答申をいただいてから個人カルテを作成します。

(高山会長) 他になければ、これをもちまして第12回審議会を閉会します。本日はありがとうございました。

以上。